

事 務 連 絡
令和 3 年 8 月 3 1 日

各特別養護老人ホーム 管理者 様

宮崎市福祉部介護保険課長
(公 印 省 略)

「まん延防止等重点措置」の適用に伴う職員を対象とする一斉抗原定性検査について（依頼）

新型コロナウイルス感染症の感染防止に向け、平素より御尽力をいただいております。各高齢者施設・事業所におかれましては、既に新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた取組を進めていただいているところではありますが、国の「まん延防止等重点措置」の対象地域に宮崎県が適用され、宮崎市の他、日向市及び門川町が重点措置区域に指定されたところです。

このような状況の中、重点措置区域において、感染者の早期発見及び感染拡大防止を目的として、高齢者施設職員を対象とする一斉抗原定性検査を下記のとおり実施することになりました。

なお、この検査は、対象施設や職員の皆さまの御協力のもと実施するものであり、強制ではありませんが、感染者の早期発見に向け、検査への御協力をお願いします。

記

1 検査対象者

無症状の施設職員（症状のある方は、医療機関での受診をお願いします。新型コロナウイルスワクチンを接種している方も含む）

※今回、配布した検査キット数は職員数より多い施設もありますが、施設での保管をお願いします。

2 検査の種類

鼻咽頭ぬぐいによる抗原検査

3 検査キットの配付予定期日

令和 3 年 8 月 3 1 日（火）（配付日時指定はできません）

4 検査実施期間（「まん延防止等重点措置」の指定期間内で設定しています）

令和 3 年 9 月 1 日（水）～ 9 月 1 0 日（金）

5 検査結果報告期限

令和3年9月13日(月)

※検査結果は、指定の様式の報告書（個人情報の記載なし：検査キット配布時に配布）で F A Xにて送付してください。写真の提出は不要です。
※報告書(様式)については、各施設宛てに送付するメールにもデータを添付。

6 実施フロー

- (1) 本市職員により検査キットを配達。
- (2) できる限り速やかに職員を対象とした検査を実施。(当該施設看護職員が検体を採取)。検査結果を、報告書により F A Xで報告
- (3) (抗原検査で陽性疑いの職員が出た場合)
当該職員を出勤停止としていただき、介護保険課に速やかに電話にて報告（F A X報告の前に電話してください）。その後、介護保険課から市保健所へ陽性疑いの結果について報告。市保健所の指示に基づき、陽性疑いの職員に P C R検査受検について案内。
- (4) (P C R検査で陽性が確定した場合)
市保健所の指示に基づき、当該職員が勤務する施設の他の職員及び入居者（入所者）への P C R検査を実施。

7 留意事項

- (1) 検査に伴う、施設や職員の費用負担は発生しません。
- (2) 検査の結果が陰性であってもそれを確定するものではなく、体内のウイルス量が少ない場合は偽陰性（感染している状態でも検査結果が陰性）である可能性がありますので、引き続き感染予防策に取り組む必要があることにご理解いただきますようお願いいたします。
- (3) 検査の結果が陰性であった場合も、今回の検査結果を陰性の「証明」として扱うことはできませんのでご了承ください。
- (4) 今後、ホームページに情報を掲載しますので、適宜、ご確認ください。

宮崎市ホームページ

トップページ>産業・事業者>福祉>介護保険>事業所等への通知・案内>

「まん延防止等重点措置」の適用に伴う抗原定性検査について

介護保険課地域包括ケア推進係

TEL : 0985-21-1777

FAX : 0985-31-6337